

〔走行距離の表示方法〕

Q. 当社は、走行メーター交換歴車や走行メーター改ざん歴車を販売することがありますが、チラシ等の広告に掲載する中古車の走行距離数は、どのように表示したらいいですか？

A. 「実走行車両」、「走行メーター交換歴車」、「走行メーター改ざん歴車」、「走行距離に疑義がある車両」によって表示方法が異なります。表示方法は、以下のとおりです。

1. 実走行車両の場合

- ・走行距離計に示されたキロ数（千km未満は四捨五入）を表示すること
- ・走行距離数が千km未満の場合は、走行距離計に示されたキロ数を表示すること

2. 走行距離計が交換されている車両^{*1}の場合

- ①「走行距離計が交換されている」旨（例「メーター交換歴車」）を表示すること
- ②「交換前・後のキロ数」を表示すること
→走行距離計が交換されていることは推認できるものの、記録簿等の帳票類が無い車両は「交換歴車両」として取り扱うことはできません。「走行メーター改ざん歴車」として取り扱うことになりません。

※1走行距離計が交換されている車両とは…交換時点における交換前・後の走行距離計表示値、交換実施事業者名、交換実施年月日が記載された記録簿等の帳票類が備え付けられてあり、かつ、同様の事項が記載された「走行距離計交換歴車シール」が貼付されている車両

3. 走行距離計の改ざんが判明した車両^{*2}の場合

- ・「改ざんされている」旨（例「改ざん歴車」）を表示すること
→走行距離計に示されたキロ数を表示することはできません。

※2走行距離計の改ざんが判明した車両とは…走行メーター管理システムや点検整備記録簿、保証書等の帳票類により、走行距離数の逆転が判明した車両

「走行メーター改ざん歴車」は、過去の記録から、走行距離数の逆転が確認できた車両です。改ざん歴車に対し、「？」や「走行不明」等と表示することは、不当表示に該当するため、絶対行わないこと！

4. 走行距離数に疑義がある車両^{*3}の場合

- ・「？」の記号を表示した上で、
 - ア. 推定できる根拠^{*4}がある場合は、「推定キロ数」を表示すること
 - イ. 推定できる根拠がない場合は、「不明」と表示すること

※3走行距離数に疑義がある車両とは…改ざんの根拠となる帳票類や交換の記録はないが、走行距離計に示されているキロ数が実際の走行距離数であるかどうか疑わしい車両

※4推定できる根拠とは…過去の走行距離数が記載されている点検整備記録簿、保証書、走行距離ステッカー等の帳票類等